

【ペット飼育規約】

物件名	号室
所在地	

第1条【目的】

1. この規定は上記表示物件(以下「本物件」という。)を貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)が賃貸借契約を結ぶにあたり、本物件において動物を飼育する場合に必要な事項を定めるとともに、動物の愛護についての理解を深めて調和のとれた生活及び環境の維持向上を目的とする。

第2条【居住者の理解】

1. 全ての居住者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに協力するものとする。

第3条【飼うことのできる動物の種類】

1. 借主が飼うことのできる動物(以下「ペット」という。)の種類は犬と猫のみとする。

第4条【飼うことのできるペットの飼育頭数及び大きさ等】

1. 飼い主が飼うことのできるペットは次の各号のとおりとする。
 - (1) 飼育できるペットの頭数は総数で1頭までとする。
 - (2) 成犬時または成猫時の体重がおおむね10 kg 以内、かつ体高が40 cm 以内のものとし、甲が飼育申請時点において認めたものとする。

第5条【飼育できるペットの条件】

1. 犬については、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に基づく登録を受け、同法律第5条に基づき狂犬病の予防注射を受けていること。
2. 猫については、不妊去勢手術が実施済みであること。
3. 3年に1回以上、感染症の予防ワクチンを接種していること。
4. 集合住宅での飼育に適するしつげができていないこと。

第6条【飼い主の心構え】

1. 本物件においてペットを飼育する借主(以下「飼い主」という。)は、次のことを常に心がけなければならない。
 - (1) 他の入居者及び近隣の住民の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
 - (2) ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生、適切に飼育すること。
 - (3) 寄生虫予防の適切な措置をすること。
 - (4) 動物に関する国際条約、動物の保護及び管理に関する法律、在住する自治体の動物の保護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守ること。
 - (5) 本規約および甲の指示指導を遵守すること。

第7条【飼い主の守るべき事項】

1. 飼い主は、次にあげる事項を守り、ペットを適切に飼育しなければならない。
 - (1) 基本的な事項
 - ア. ペットは自室内で飼育すること。
 - イ. ベランダ・バルコニー・専用庭・駐車場など、自室以外の共用部分での飼育、餌やり、排泄行為、毛の手入れ、ケージの清掃などをしないこと。万一、排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰ると共に衛生的な後始末を行うこと。
 - ウ. ペットの異常な鳴き声、糞尿から発する悪臭、毛などの飛散によって、近隣に迷惑をかけること。また、毛の手入れ、ケージの清掃などを行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛などの飛散を防止すること。
 - エ. ペット及び飼育器具は、常に清潔を保つとともに疾病の予防、衛生害虫の発生防止などの健康管理を行うこと。
 - オ. 共用部分でのペットによる汚損、破壊、損傷が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。
 - カ. 自室内での設備利用について、甲の示す利用上の注意を守ること。また、それを守らずに汚損、破壊、損傷が発生した場合、飼い主は責任を持って修繕、処置すること。
 - キ. 地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の居住者に危害を及ぼさないように留意すること。
 - ク. 飼い主は、ペットから24時間以上離脱する場合は、ペットの世話を行える者にその世話を委託するか、ペットをしかるべき施設、もしくはペットの世話を行えるものに預託すること。
 - ケ. ペットの繁殖は禁止とする。
 - コ. ペットが死亡した場合には、動物霊園・自治体などに依頼し、適切な措置をすることとし、敷地内での土葬は禁止とする。
 - サ. 犬を散歩させる時には、必ずリードで繋ぎ、砂場・植栽などの立ち入りを禁止された場所に入れないこと。
 - シ. 廊下、階段及び通路ではリードを短く持ち、他の居住者に触れないように注意すること。

第8条【飼育申請手続き】

1. 借主は、ペットの飼育を希望する場合は、大きさ、頭数その他甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、次の各号に掲げる書類を添えて甲に提出し、審査を受け承認されなければならない。
 - (1) 甲が指定しているペット飼育申請書
 - (2) ペットの全身が写っている写真
 - (3) 【犬を飼育する場合】狂犬病予防接種を証明する書類の写し(賃貸借契約の更新時には再提出のこと)
 - (4) 【猫を飼育する場合】不妊去勢手術の実施済みを証明する書類

第9条【盲導犬等に対する配慮】

1. 居住者が盲導犬、聴導犬、介助犬等（以下「盲導犬等」という。）を必要とする場合においては、甲及び他の居住者は、そのペットの必要性に十分配慮するものとする。また、盲導犬等については、次に挙げる項目の適用を除外する。

(1) 第4条(2) 飼育できるペットの大きさについて

第10条【飼い主に対する指導、禁止】

1. 飼い主は第4条並びに第8条の承認を受けたペット以外は飼育してはならない。

2. 飼い主がこの規定に反し、他の居住者及び近隣住民に迷惑や危害を与え、甲が指導を行ったにもかかわらず、問題が解決されない場合は、その飼い主は、速やかに当該ペットの飼育を取りやめなければならない。

第11条【原状回復の義務】

1. 退去時には、ペットによる室内の破損及び汚れについては、飼い主（借主）が責任を持って修繕及びクリーニング費用を負担し、臭いについても飼い主（借主）の費用で脱臭の処理を行うこと。

第12条【その他】

1. 上記以外で、本物件におけるペットに関わる取り決めを下記に示す。

(1) 本物件にペットを同伴した来訪者を迎えることはできない。

(2) 本物件内への遺棄ペット又は登録外のペットについては、餌や水を与えたりしてはならない。

第13条【特約事項】

(1) 飼い主（借主）が本規約の各条項に掲げる義務に違反し、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を誠実に履行しない場合、貸主・借主間の居住用建物賃貸借契約を解除されても、貸主に対して何らの異議申し立てを行わないものとする。

(2) 前項の場合、借主は速やかに居住用建物賃貸借契約の対象となった住戸を明け渡すこと。

(3) ペットを飼育せず入居の場合も、本物件はペット共生型集合住宅であることを承知し、規則に則りペットを理解、容認すること。

(4) 本規約の改正は甲が行うものとする。

ペット飼育規約の各条項に同意し、遵守することを誓います。

年 月 日

借主（乙） 住所： _____

氏名： _____

連絡先： _____